

10 実施運用・体制

- 10-1 実施運用・体制の分類(例)
- 10-2 実施運用・体制の役割(例)
- 10-3 実施運用・体制

10- 1 実施運用・体制の分類(例)

(1) 実施・運用体制の分類 (例)

- スマートシティの実装に向けた取組を進める団体等は多様にあるが、大学の参画や商業施設又は関連する不動産会社、交通事業者等が参画する団体の例では、現状次のような主導団体が行っている。

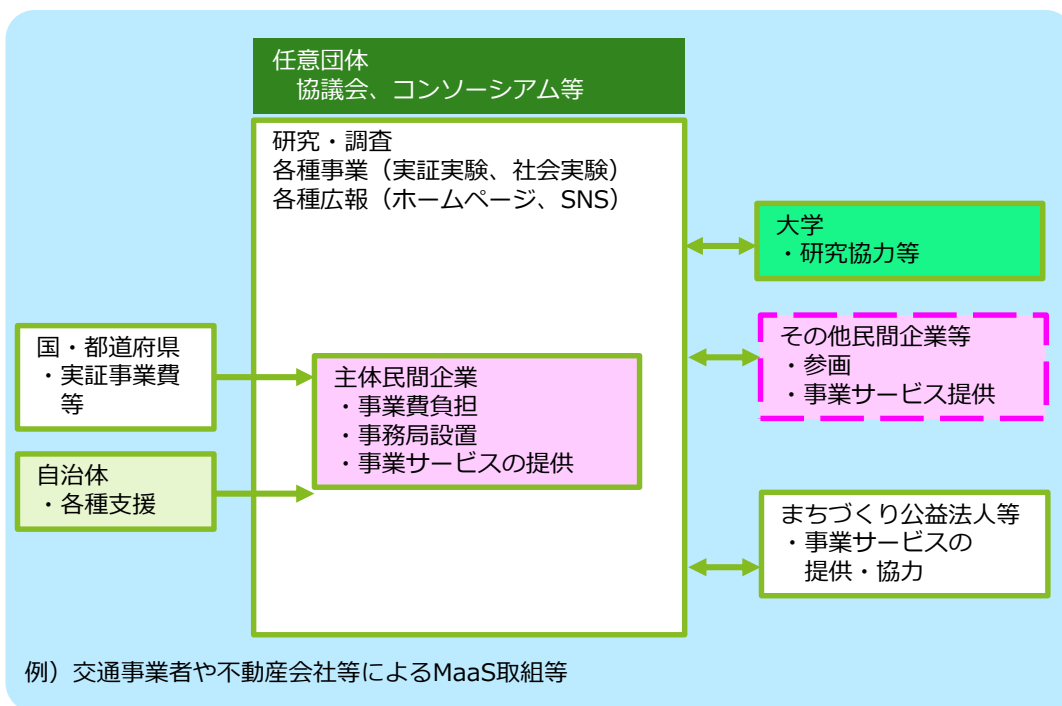
主導団体	①民間企業		②公益法人等	③大学	④自治体
	民間 (商業)	民間 (交通事業)			
事業体 概要	<ul style="list-style-type: none"> 自社事業の顧客サービスや地域サービスの一環として事業実施 既存事業の一部としての運用又は関連組織を設置し対応 自社単独又は外部企業等と任意団体構成 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業に係る取組を中心としつつ、他団体や業態と連携し実施 自社単独又は外部企業等と任意団体構成 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり関連社団法人やまちづくり会社が公益事業の一環として実施 複数企業参画等で法人設置や維持 	<ul style="list-style-type: none"> スマートシティに係る学内研究センターや研究室が常設の事務局等を担当 自治体や外部団体は協働して対応や支援 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が協議会やコンソーシアム等を規約に基づき設置し、民間企業や大学等が参加し実証

※本内容は、他地域のスマートシティの事例を基に整理・分類した一例である。

(2) 民間企業主導型

①体制と運用の検討

民間企業主導型（任意団体設置 又は 自社完結）



A 体制の構築

- ・ 自社事業の一環として実施
- ・ 協力企業、大学等とは任意団体の協議会、コンソーシアム等形成で参画

B 運営費等

- ・ 自社事業予算、公的団体からの実証実験費、調査委託費等
- ・ 公的団体の補助事業等の活用には自治体等を含む協議会等の結成の条件

C メリット・デメリット

○メリット

- ・ 民間事業として柔軟な事業対応収益事業等における価格設定等の自由度

○デメリット

- ・ 公的資源活用時の制約
- ・ 採算困難時の事業継続の困難

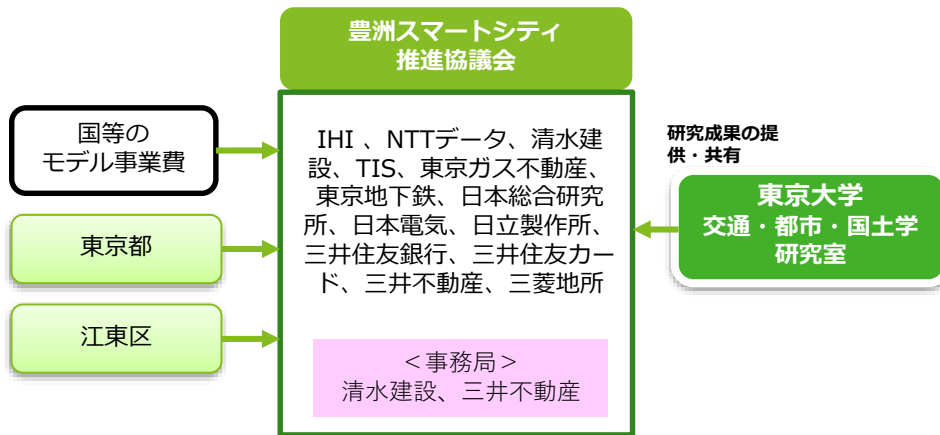
○その他

- ・ 取得情報、個人情報複数の企業間やりとりのルールや保護確立
- ・ 地権者等の場合は賃料等からの間接収益で運営や実施

②-1 他地域事例(豊洲)

清水建設株式会社、三井不動産株式会社

- ・ 地域の大規模商業施設等の三井不動産（株）、都市型道の駅を整備する清水建設（株）、他に地区民間企業が主体となりスマートシティ協議会を設置し、職住商が隣接する同エリアにおけるスマートシティ化の取組



出典) 豊洲スマートシティ推進協議会「豊洲スマートシティ実行計画」(2020)等を基に作成



出典) 清水建設「清水建設 HP」

②- 2 他地域事例(品川・高輪)

東日本旅客鉄道株式会社/KDDI株式会社/西武ホールディングス

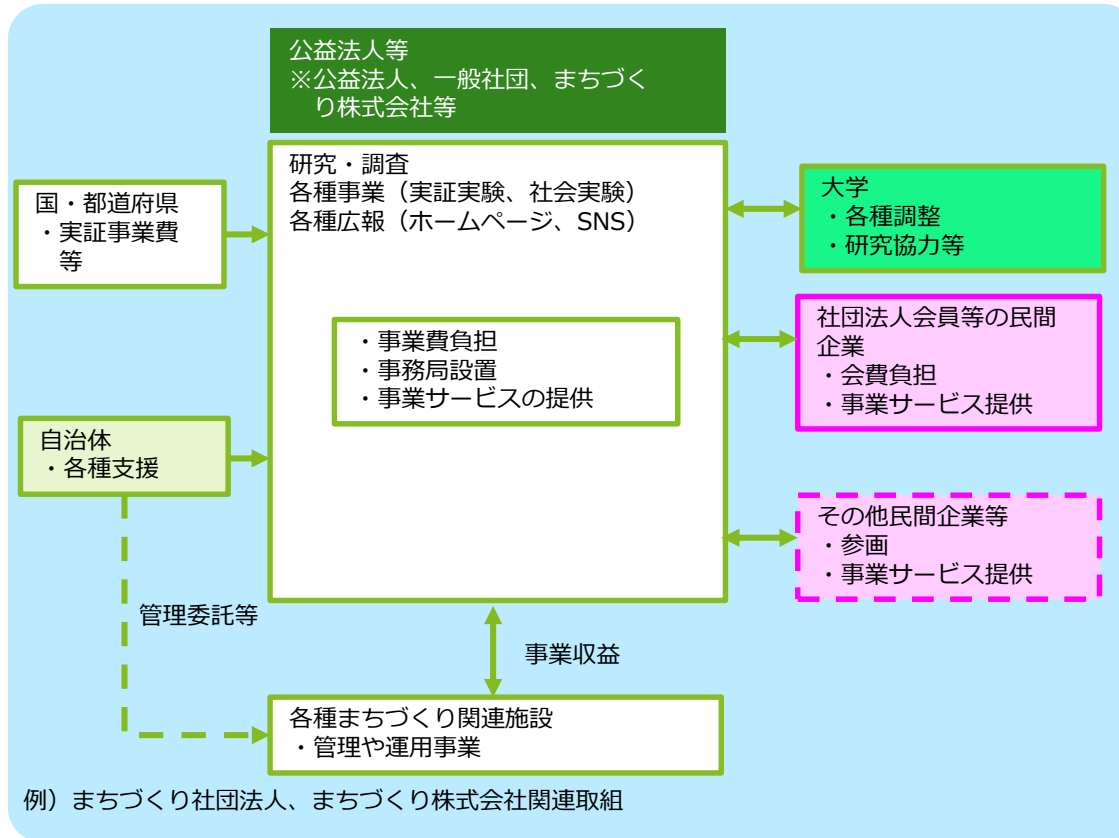
- ・東日本旅客鉄道株式会社はKDDI株式会社と、2社の事業としてスマートシティにつながる働く人・住む人・訪れる人のくらしと都市機能が連携し、アップデートし続けるまちづくりを目指しコアシティ品川開発プロジェクトの共同推進、分散拠点としてのサテライトシティ(日本各地)の開発、コアシティとその周辺におけるモビリティサービスの開発を検討し、共同事業化に向け基本合意
- ・また西武ホールディングスとは都市型MaaS、地域型MaaSで提携し新しい都市サービスに取組開始
- ・個別企業間の連携を進めつつ、スマートシティとしての街形成に向け対応



(3) 公益法人主導型

①体制と運用の検討

公益法人等主導型



A 体制の構築

- 複数の地域企業等が参画又は出資し法人を形成、維持

B 運営費等

- 社団法人等の場合
会員企業会費や各種共同管理事業の委託費
- 公的団体からの実証実験費、調査委託費等（事例：柏の葉）
（スマートシティモデル事業等）

C メリット・デメリット

○メリット

- 常設団体としての事業持続性
- 公施設の管理や運営受託による収益の多様化可能性

○デメリット

- 公益法人の場合は収支相償の範囲での事業制約
- 団体維持のための一定負担をできる会員企業等の存在が不可欠

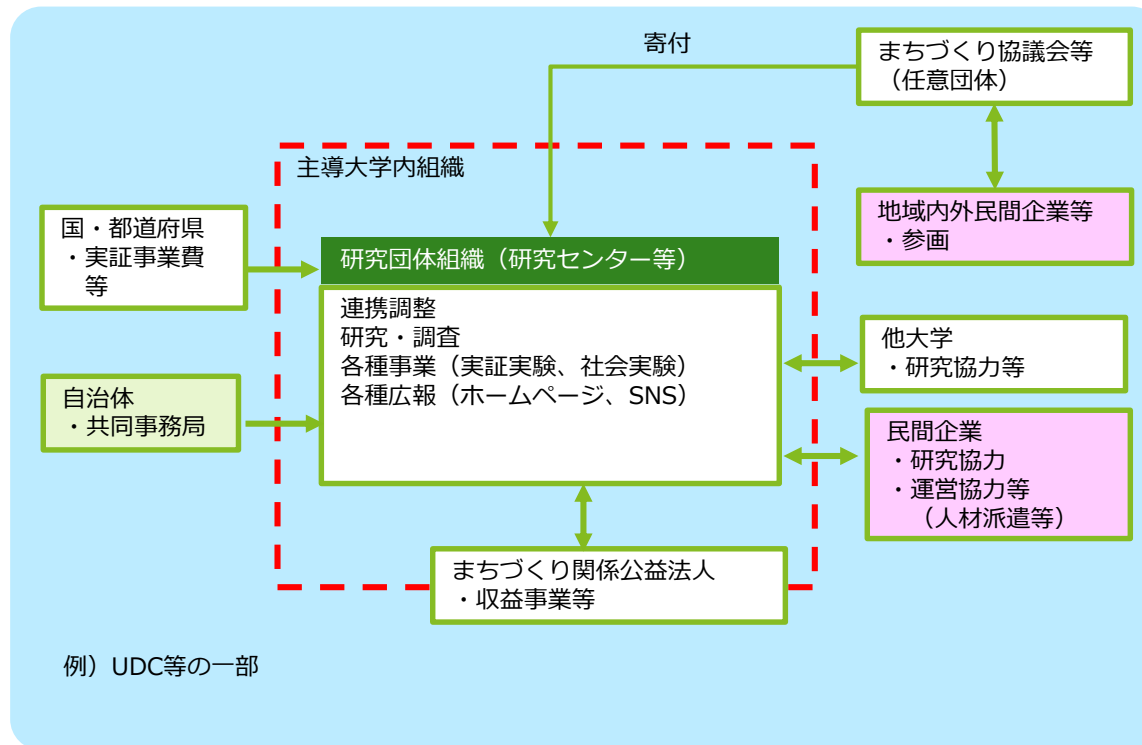
○その他

- 個人情報の取得、管理は同法人
- 法人収益事業として公道上広告等を活用又は構想の場合もあり

(4) 大学主導型

①体制と運用の検討

大学主導型（又は自治体と共同）



A 体制の構築

- 大学内に常設の研究センター等を設置し対応
- 同センターが事務局機能、調整機能を有し事業運営
- 収益事業は並列設置公益法人等で機動的に実施

B 運営費等

- 大学外の企業等からの寄付による設置、維持（事例：つくば市）
- 国、都道府県からの実証実験、モデル事業委託費等

C メリット、デメリット

○メリット

- 大学内の知見の多面的活用
- 中立性

○デメリット

- 大学内組織の継続設置に関わる資金確保
- 専任スタッフ等の配置負担

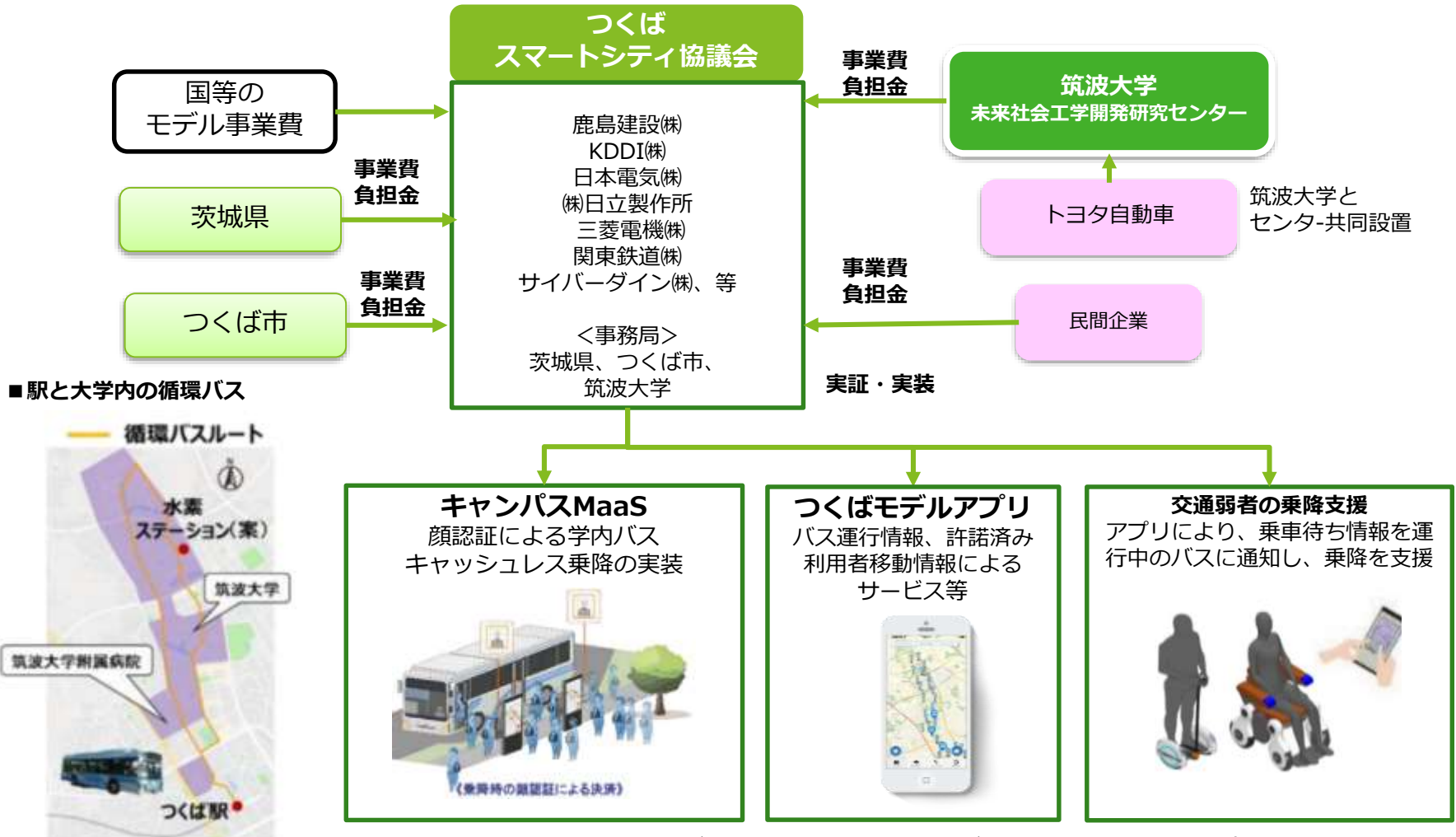
○その他

- 個人情報取得、管理は大学又は関係公益法人
- キャンパス、研究施設の活用

②他地域事例(つくば市)

筑波大学／茨城県・つくば市

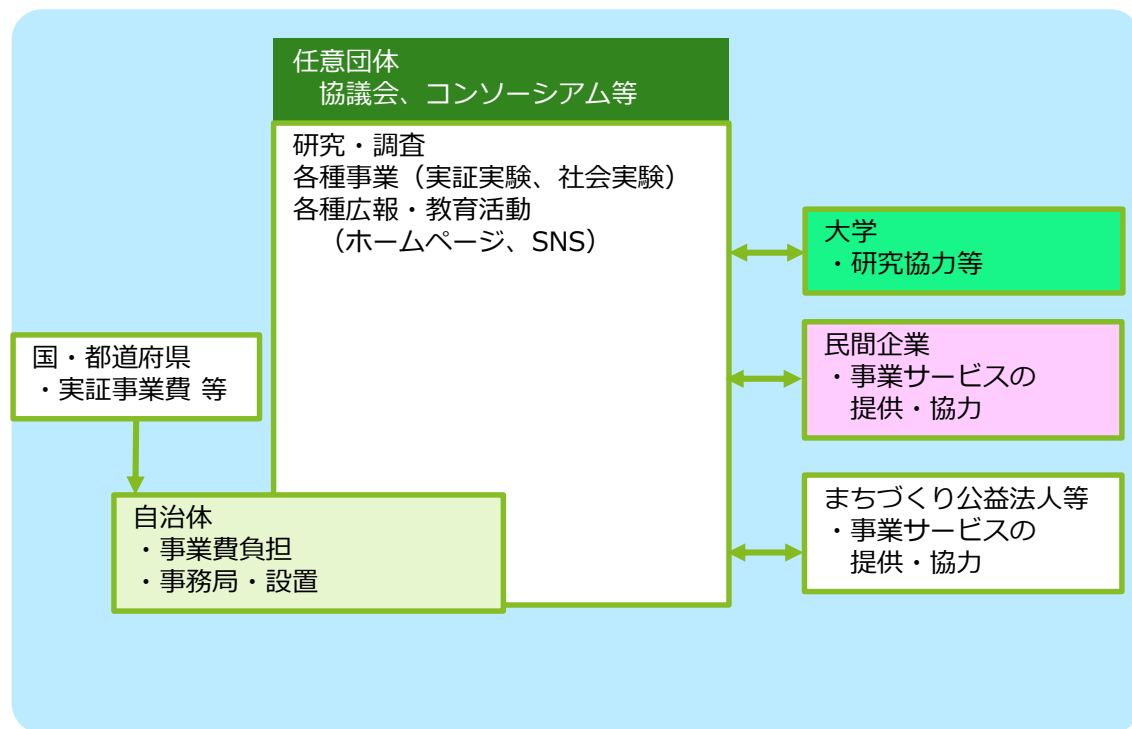
- ・ 大学、自治体が先導しながら民間企業や交通事業者、地域に立地する多数の研究機関等とも連携しながらキャンパスを実証、実装の先導として地域課題に取り組む。つくば駅と大学付属病院等を通り大学内を循環するバスを中心とする通学、学内路線を活用しながら、付属病院と地域交通機関との個人情報連携等、大学資産を活用した先端の対応
- ・ 大学のコアとなる研究センターはトヨタ自動車株式会社と共同設置



(5) 自治体主導型

①体制と運用の検討

自治体主導型



A 体制の構築

- ・ 推進協議会、コンソーシアム等を規約に基づき設置

B 運営費等

- ・ 自治体予算
- ・ 国、都道府県からの実証実験、モデル事業委託費等

C メリット・デメリット

○メリット

- ・ 大学等との密な連携

○デメリット

- ・ 収益事業実施の困難性
- ・ 資産保有の煩雑さ
- ・ 自治体負担の継続

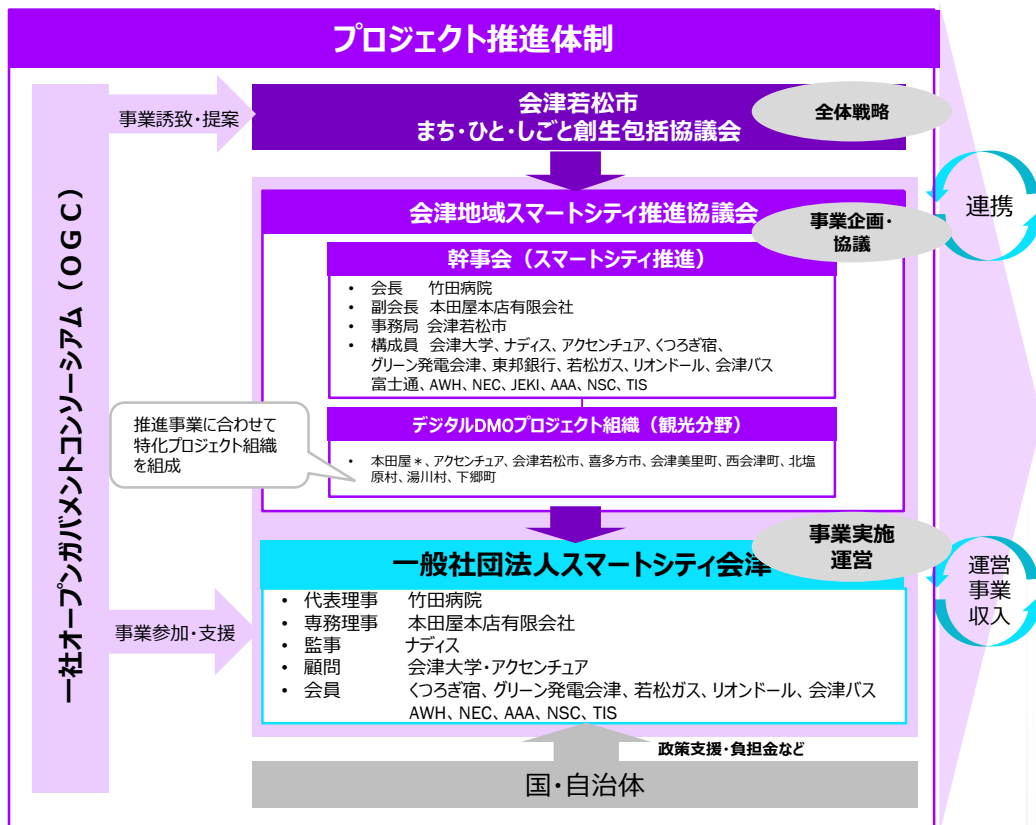
○その他

- ・ 個人情報蓄積、分析による市民生活利便の向上活用
- ・ 自治体業務として受益者負担の範囲で事業

②他地域事例(会津若松市)

会津若松市

- ・まち・ひと・しごと創生包括協議会において全体戦略を策定、会津地域スマートシティ推進協議会において事業企画・協議を行い、一般社団法人スマートシティ会津が事業実施・運営を担う



ICTオフィスビル整備 (ハード事業)



ICTオフィスビル運営会社 (AiYUMU)

スマートシティ事業推進 (ソフト事業)

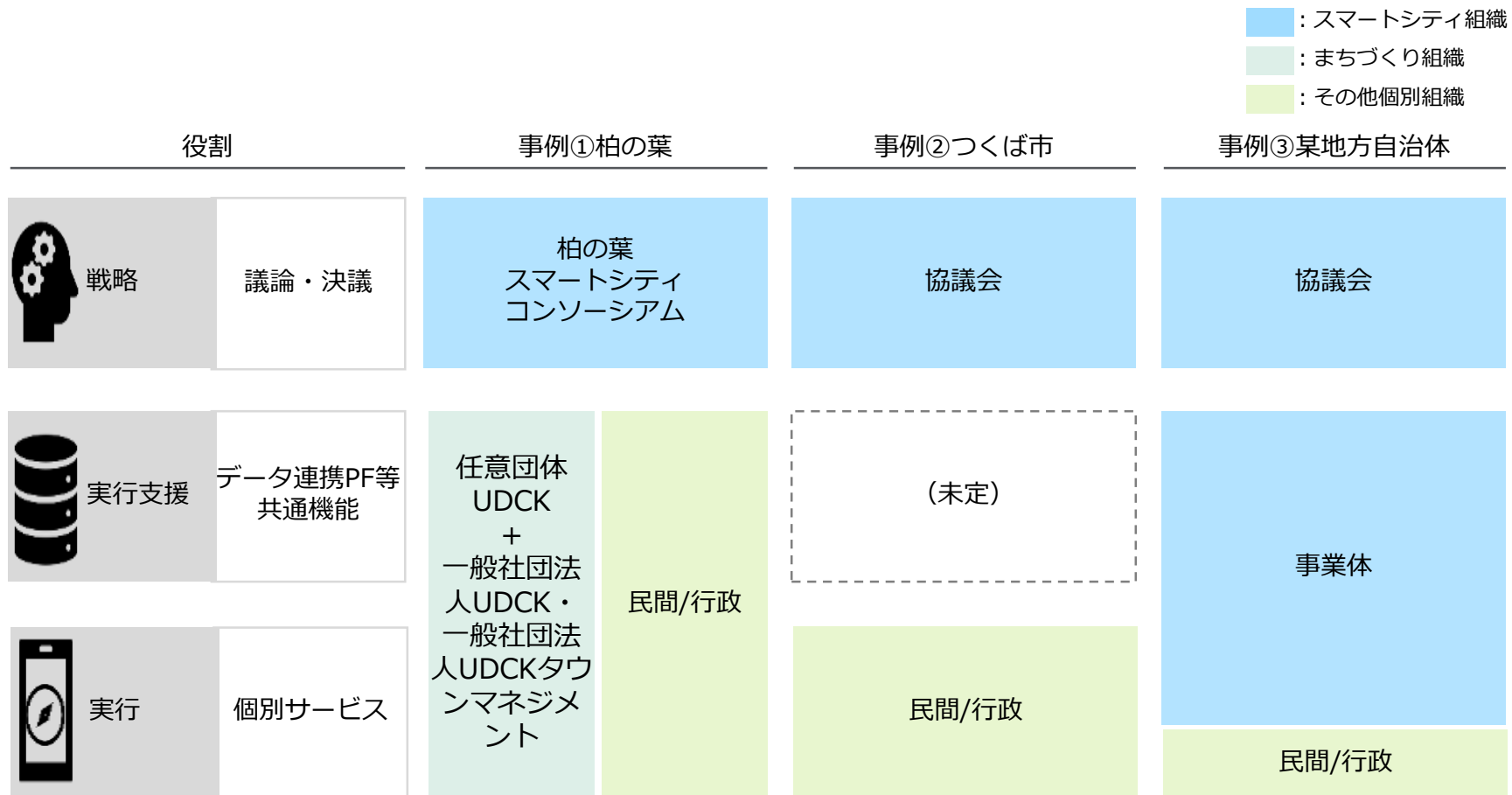


出典) 株式会社インプレス「デジタルクロス HP」

10-2 実施運用・体制の役割(例)

(1) 代表事例

- 他都市のまちづくりやスマートシティにおいて、事業者やそれに類する組織の役割について整理した。

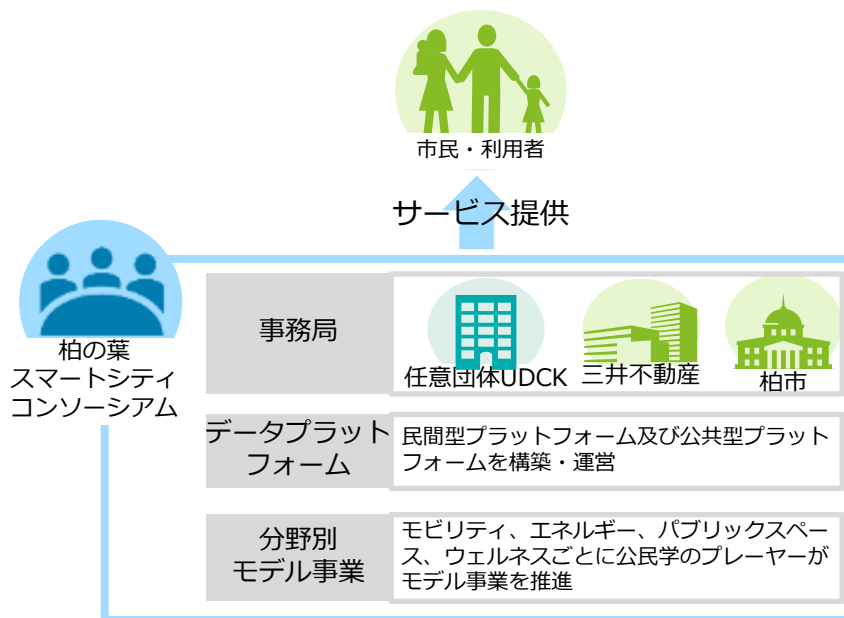


*補足 日本国内においては、従来型のまちづくり事業者の運営は複数のエリアで展開されている一方、スマートシティは議論の場としての協議会段階が多く、事業者の構築は目下検討段階となっている。

① 柏の葉

- 柏の葉においては、公民学のプレーヤーから構成される柏の葉スマートシティコンソーシアムにて、スマートシティの取組みを推進している。
- スマートシティの運営には、市及び代表企業の負担金のほか、事業者・利用者によるサービスの提供料・利用料等による仕組みづくりに取り組んでいる。

組織の位置付け



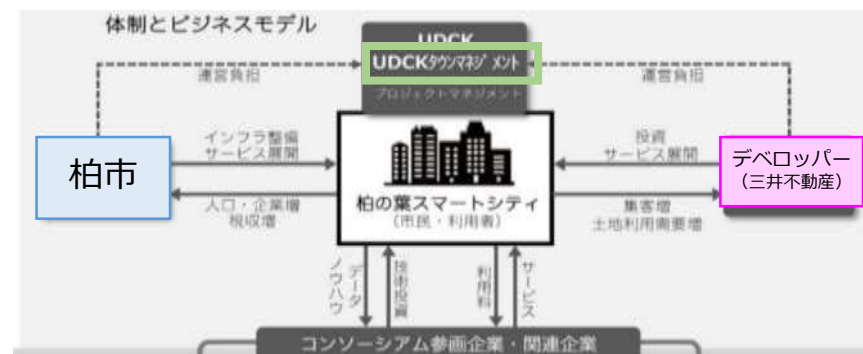
■ : スマートシティ組織

■ : まちづくり組織

■ : その他個別組織

- ✓ 柏の葉スマートシティコンソーシアム内にてスマートシティに関する議論をし、分野別のモデル事業と、モデル事業を横断するデータプラットフォームの運営を行っている。

組織体制とビジネスモデル

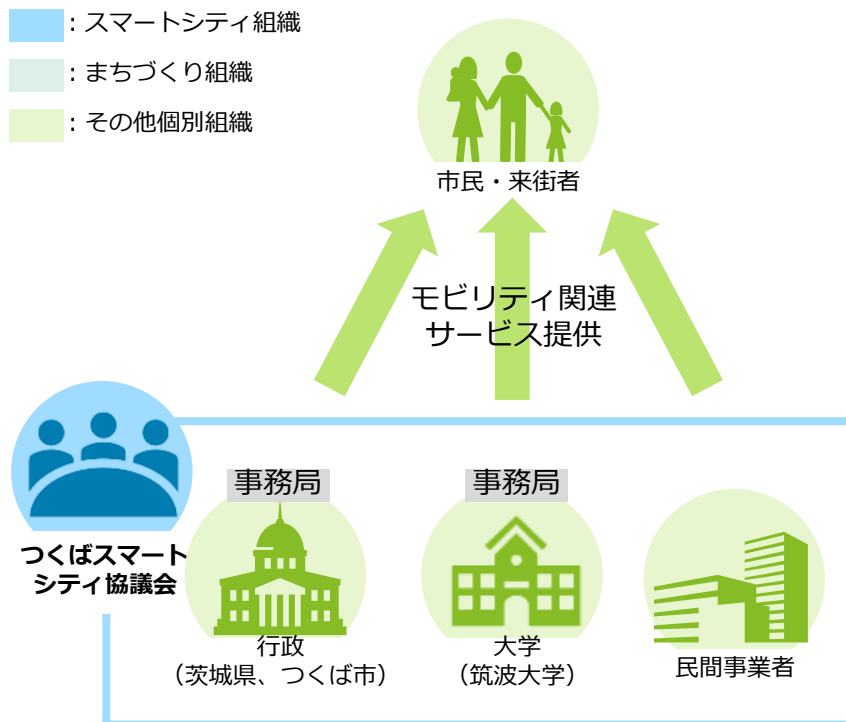


出典) 柏の葉スマートシティコンソーシアム「柏の葉スマートシティ実行計画」(2020.3)等を基に作成

②つくば市

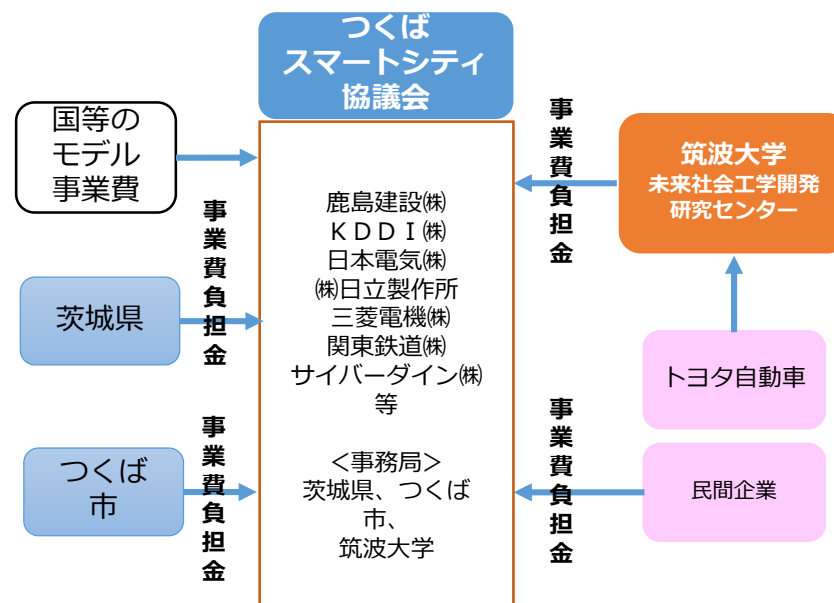
- つくば市は、産学公から構成される協議会においてスマートシティに関する事項の協議を推進している。協議会内のプレイヤーが個別サービスの実証実験を実施し、共通データ基盤は今後のスーパーシティの取組みと連携して構築予定である。
- スマートシティの運営には、県・市、大学、民間企業の負担金等を活用した仕組みづくりに取り組んでいる。

組織の位置付け



- ✓ 協議会内でスマートシティに関する事項を協議し実証実験を実施
- ※任意団体の協議会においては個別サービスの権利は個社に帰属
- ✓ 共通データ基盤は今後スーパーシティ会議体と連携し構築予定

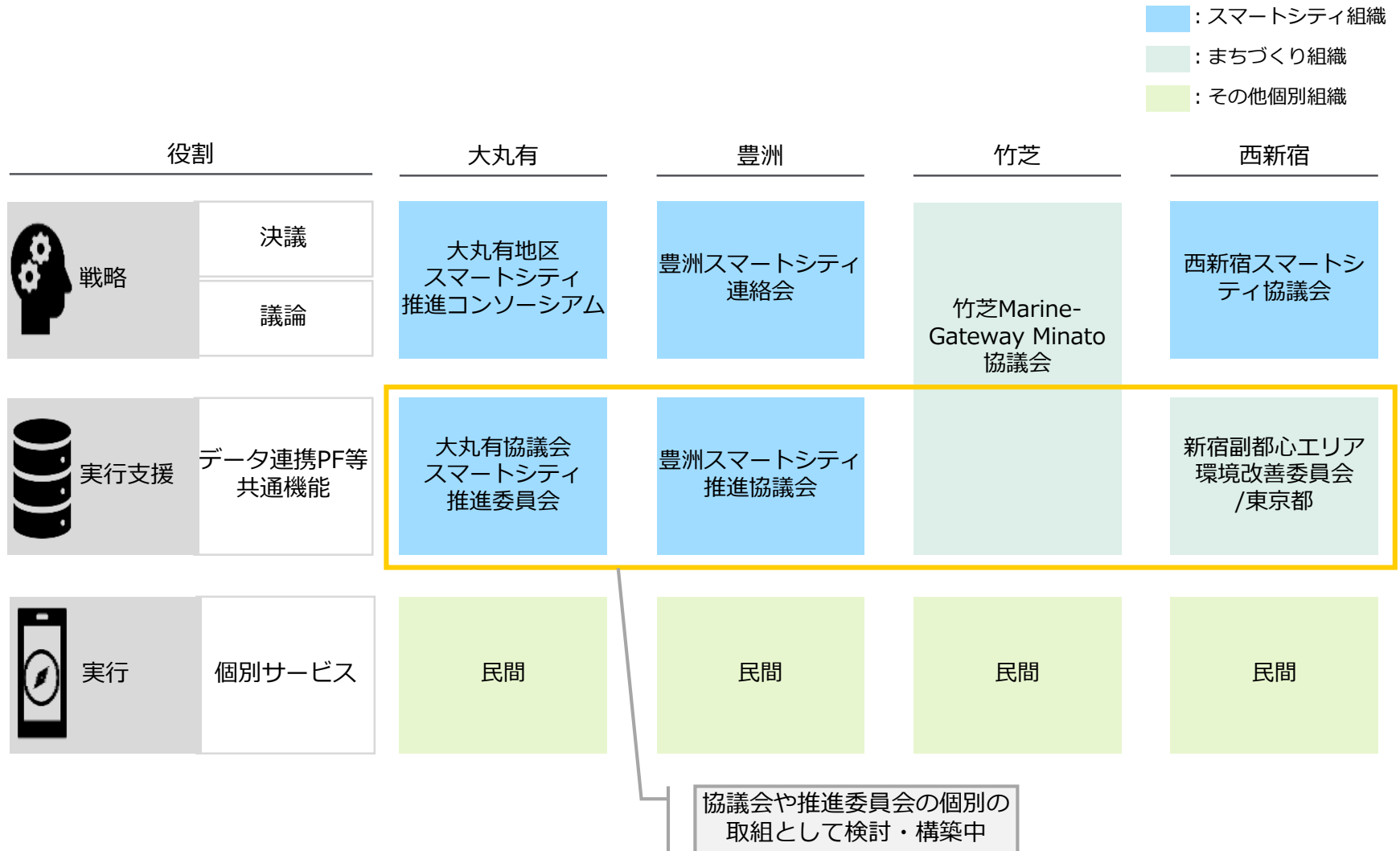
組織体制とビジネスモデル



出典) つくばスマートシティ協議会「つくばスマートシティ実行計画」(2020.3)等を基に作成

(2) 先行実施エリア

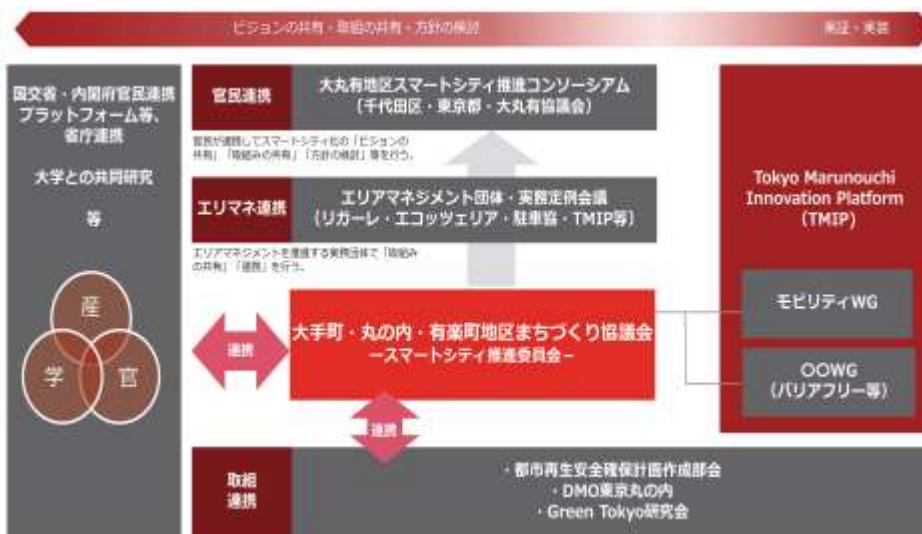
- 先行実施エリアでは、協議会等の任意団体が戦略の決議・議論の機能を担っており、実行支援は、任意団体内にて検討・構築中のエリアが多い。加えて、実行の役割は、全エリアにおいて民間が担っている。



①大丸有

- 大丸有では、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会（スマートシティ推進委員会）において、官民連携及びエリマネ連携の体制構築により推進している。
- スマートシティの運営には、街として得た様々な収益や、エリア付加価値向上分を勘案した税等を還元・活用する仕組みづくりに取り組んでいる。

組織の位置付け



組織体制とビジネスモデル

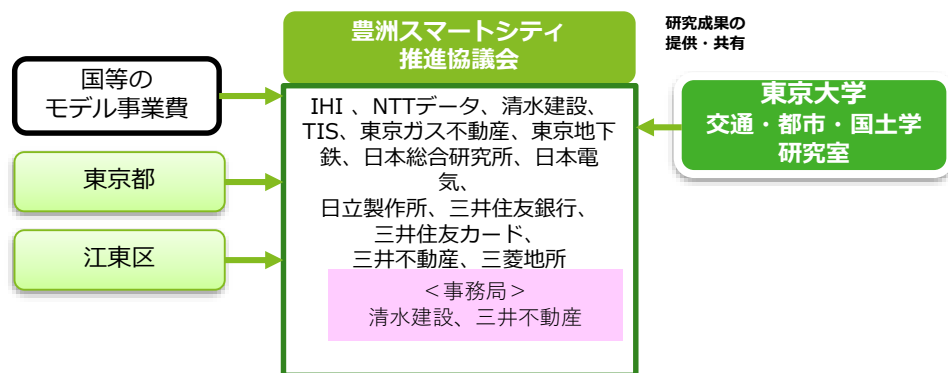


出典) 大手町・丸の内・有楽町地区 スマートシティ推進コンソーシアム「大手町・丸の内・有楽町地区スマートシティ ビジョン・実行計画」(2020)

②豊洲

- 豊洲では、民間企業を中心とした豊洲スマートシティ推進協議会において、公共及び大学と連携しながら推進している。
- スマートシティの運営には、様々な受益者負担（サイネージによる広告収入、パーソナルモビリティ利用料、データプラットフォーム利用料等）による仕組みづくりに取り組んでいる。

組織の位置付け



出典) 豊洲スマートシティ推進協議会「豊洲スマートシティ実行計画」(2020)等を基に作成

組織体制とビジネスモデル



出典) 豊洲スマートシティ推進協議会「豊洲スマートシティ実行計画」(2020)

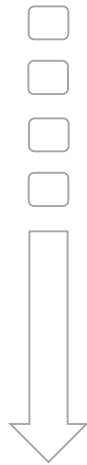
10-3 実施運用・体制

令和5年度以降の新たな体制・運用（1/2）

- 令和5年度以降の本協議会は、以下の段階的なステップ及び実施内容で推進していく。

【ステップ1】

- R 5～7年度
- (1) 「株式会社多摩ニュータウン開発センター」を事務局とする、新たな運営体制で実施
 - (2) R 8年度以降の体制について、引き続き検討
 - (3) R 5年度以降に、新たな実証事業を進めるための制度を創設



【新たな実証事業を進めるための制度（例）】

- 実証プロジェクト毎に、実施負担の協力を募集
- 負担は、実証フィールドの無償提供など金銭以外の協力も可能
- 負担者には、実証データ等の供与、協議会広報への企業宣伝を提供

※本制度は、協議会において、引き続き検討・具体化を行う。

【ステップ2】

- R 8年度～ 新たな運営体制で実施

<令和5年度以降の新たな運用・体制（2/2）>

